

第3号議案

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和2年11月13日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部が改正されたため、同条例に準拠して定められている、広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する。

2 提案する教育委員会規則改正の内容

税外債権に関する延滞金の割合の特例に係る規定を整理する。

3 施行期日

令和3年1月1日

4 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その
権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

5 参照規定

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例

附 則

5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会公舎管理規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会公舎管理規則(昭和三十九年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1―3 (略)	1―3 (略)
4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。))に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。	4 当分の間、第九条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中において、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
5 (略)	5 (略)

(広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公有財産管理規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各	3 当分の間、第四十二条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各

<p>4 (略)</p> <p>年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の広島県教育委員会公舎管理規則附則第四項及び第二条の規定による改正後の広島県教育委員会公有財産管理規則附則第三項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞料について適用し、同日前の期間に対応する延滞料については、なお従前の例による。